

総務省殿

NTT 東日本殿が、正当な理由を持つ当社の自前工事実施を認めようとしません。添付文書の通り、大臣通達を改め、NTT 東西殿が自前工事の基準を改めるよう行政指導し、当社が自前工事に向けた協議ができるよう、紛争のあつせん及び仲裁をしてください。

あつせん及び仲裁を以てしても協議が調わない場合、当社は NTT 東西殿の局舎内の光ファイバが通過するスペースの収用（土地収用法第 3 条）と使用権の裁定（電気通信事業法第 1 3 0 条）を申し立てるつもりであります。

よろしくお願いいたします。

2 0 2 4 年 1 2 月 2 3 日
Q Enterprise Systems 株式会社
代表取締役 松浦求磨

内容

背景、基礎知識	3
問題、主張	4
設備構成及び法人の関係	4
主張の概要	6
主張① 義務コロケーション契約において、NTT 東西殿は当社が自前工事をすることを認めるべき	6
理由①－ 1：大臣通達 1 との兼ね合い	7
理由①－ 2：大臣通達 2 との兼ね合い	7
主張② 大臣通達（平成 12 年 9 月 19 日郵電業第 3074 号の 2）は、必ずしも時代の実勢に即しているとは言えず、改めるべき	9
理由②－ 1：消費者利益の逸失（電気通信事業者間の競争阻害）	9
理由②－ 2：消費者利益の逸失（通信業界全体で無駄なコスト）	10
★補足：電気通信工事業界の構造について	11
理由②－ 3：過去の行政指導事例 及び その際の NTT 西殿の対応	12
主張③ NTT 東西殿が定めた自前工事の要件は、必ずしも時代の実勢に即しているとは言えず、改めるべき	14
理由③－ 1：元請工事会社だけに対する制限は本質的に意味がないから	14
理由③－ 2：認定電気通信事業者も工事は問題なく実施できるから	14
理由③－ 3：旧電電公社の 2～4 級認定事業者も、過去に工事を問題なく実施できていたから	14
結論	15
文献目録	16

背景、基礎知識

NTT 東日本は局舎（通信用建物）の一部を、自社のネットワークや通信設備との相互接続において、他事業者の接続に必要な装置を設置するために貸し出すこととなっている（図1）。このサービスを「コロケーション」と呼ぶ。電気通信事業法（※1）によってこのサービス提供が義務付けられている「義務コロケーション」と、義務付けられておらず NTT が相対取引によって提供する「一般コロケーション」の2種類のコロケーションが存在する。

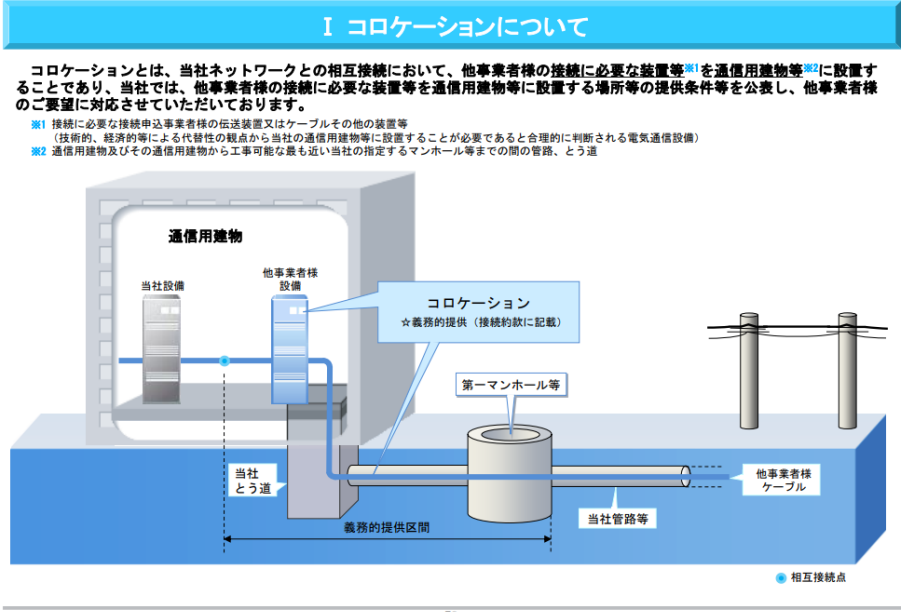


図1. コロケーションの概要 [1]

当社も第一種指定電気通信設備の「4. 光信号端末回線伝送機能（加入光ファイバ）」「27. 一般光信号中継伝送機能（中継光ファイバ、局内光ファイバ）」（図2）と併せて義務コロケーションを利用している。

第一種指定電気通信設備に係る接続機能の一覧			
接続機能の区分		接続機能の区分	接続機能の概要
端末回線伝送機能	1.一般帯域透過端末回線伝送機能	ドライカッパ	電話用加入者回線と同等の設備を帯域分割すること（提供し、通信を伝送する機能）
	2.特別増設透過端末回線伝送機能	ドライカッパのサブアンバンドル	FTTRで用いられる光線から利用電圧までの区間（下部区間）のメタル回線により伝送を行う機能
	3.帯域分割端末回線伝送機能	デュアルコアリング	電話用加入者回線と同等の設備を帯域分割して提供し、通信を伝送する機能
	4.光信号端末回線伝送機能	加入光ファイバ	加入光ファイバにより通信を伝送する機能
	5.総合デジタル通信端末回線伝送機能	INS1500（ギガブレード）	ISDN加入者回線により通信を伝送する機能
	6.その他端末回線伝送機能	OLT等	OLT及び接続専用線の端末回線部分等により伝送を行う機能
端末系交換機能	7.端末系ルータ交換機能	NGNの收容ルータ	收容ルータにより通信の交換を行う機能（一般收容ルータ優先バケット機能を除く）
	8.一般收容ルータ優先バケット機能	NGNの優先バケット機能	收容ルータにおいて特定のバケットを識別する機能
	9.加入者交換機能	GC交換機	GC等により通信の交換を行う機能
	10.信号制御交換機能	加入者交換機能メニュー	フリーダイヤル等の特定の電気通信番号を用いたサービスを利用する際に、通話料を受け手が支払うこと等を実現するためにGCを制御する機能
	11.優先接続機能	マイライン	あらかじめ事業者を選択して電気通信番号をNTT東西の加入者交換機に登録し、当該事業者の電気通信設備に優先的に接続するため、当該電気通信番号を識別する機能
	12.番号ポータビリティ機能	番号ポータビリティ	NTT東西の加入者交換機において、電気通信番号により、他事業者が設置する固定端末系伝送設備又は交換等設備を識別する機能
	13.加入者交換機専用トラクポート機能	GC-POIトラクポート	GCの回線対応部にGC接続回線を收容する機能
	14.加入者交換機共用トラクポート機能	GC-ICトラクポート	GCの回線対応部にGCと市外ICとの間の伝送設備を收容する機能
	15.折返し通信路設定機能	ISM	利用者のISDN回線を收容する装置（インタフェース加入者モジュール（ISM））を接続事業者がISDNの定額制インターネット接続サービスの提供に利用するための機能
	16.光信号電気信号変換機能	メディアコンバータ	光信号と電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能
中継系交換機能	17.光信号分路機能	局内スプリッタ	局内スプリッタにより光信号の分路を行う機能
	18.市内伝送機能	GC-GC間回線	市内ICとGCとの間の伝送設備、GC間相互の伝送設備、市内ICにより、同一MA内に終結する通信の交換及び伝送を行う機能
	19.門内系ルータ交換機能	NGNの網終端装置、GWルータ	門内ルータ（網終端装置、GWルータ）により通信の交換を行う機能
	20.中継交換機能	IC交換機	市外ICにより通信の交換を行う機能
中継伝送機能	21.中継交換機専用トラクポート機能	IC-POI間トラクポート	ICの回線対応部にIC接続回線を收容する機能
	22.中継交換機共用トラクポート機能	IC-IC間トラクポート	ICの回線対応部にGCと市外ICとの間の伝送設備を收容する機能
	23.音声バケット交換機能	NGNのメディアゲートウェイ	音声信号とバケットの相互間の交換を行う機能
	24.中継伝送共用機能	GC-IC間共用回線	GCと市外ICとの間の伝送設備をNTT東西及び接続事業者が共用して通信を行う機能
	25.中継伝送専用機能	GC-IC間専用回線	GC-IC間の伝送設備を接続事業者が専用として利用する機能
	26.中継交換機接続伝送専用機能	IC-POI間専用回線	GCと市外ICとの間の伝送設備を専ら接続事業者が利用して通信を伝送する機能
ルーティング伝送機能	27.一般光信号中継伝送機能	中継光ファイバ等	中継光ファイバを必要とする多重装置を用いて伝送を行う機能
	28.特別光信号中継伝送機能	WDNを用いた中継光ファイバ	中継光ファイバを必要とする多重装置を用いて伝送を行う機能
その他の機能	29.一般中継系ルータ交換伝送機能	NGNの中継ルータ及び伝送路	中継ルータ、收容ルータ、中継ルータ、中継ルータ間の通信の交換及び伝送を行う機能
	30.特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能	地域IP網の收容局接続	地域IP網における收容ルータ及び伝送設備により通信の交換及び伝送を行う機能
	31.イーサネットフレーム伝送機能	イーサネット	イーサネットスイッチ及び伝送設備により通信路の設定及び伝送を行う機能
	32.通信路設定伝送機能	専用線	通信路の設定の機能を有する電気通信設備及び伝送設備により通信路の設定及び伝送を行う機能
	33.データ伝送機能	メガデータネット	中継局セリレー装置、中継伝送設備及び端末回線を收容する伝送装置により通信路の設定及び伝送を行う機能
	34.信号伝送機能	共通線信号網	共通線信号網を利用して、PHS事業者のPHS端末の位置登録や位置情報取得等を行う機能
	35.SIPサーバ機能	NGNのSIPサーバ	收容ルータと連携してバケットの制御や固定端末系伝送設備の認証等を行う機能
	36.番号案内機能	番号案内データベース装置	電気通信番号の案内を行う機能
	37.公衆電話機能	公衆電話機	公衆電話設備及び伝送設備により通信の交換及び伝送を行う機能
	38.端末間伝送等機能	専用線（キャリアズレート）	端末間の伝送等に必要とする電気通信設備の提供に当たって一体的に用いられているものと同等の機能
その他の機能	39.クロック提供機能	クロック提供装置	デジタル交換機や伝送装置等を同期させ、通信品質を維持するための同期クロックを供給する機能
	※接続料の算定方式 ■：実績原価方式 ■：将来原価方式 ■：長期増分費用（LRIC）方式 □：キャリアズレート		

図2. 第一種指定電気通信設備に係る接続機能の一覧 [2] [3]

問題、主張

設備構成及び法人の関係

図3に今回問題となっている通信設備の全体像を示す。

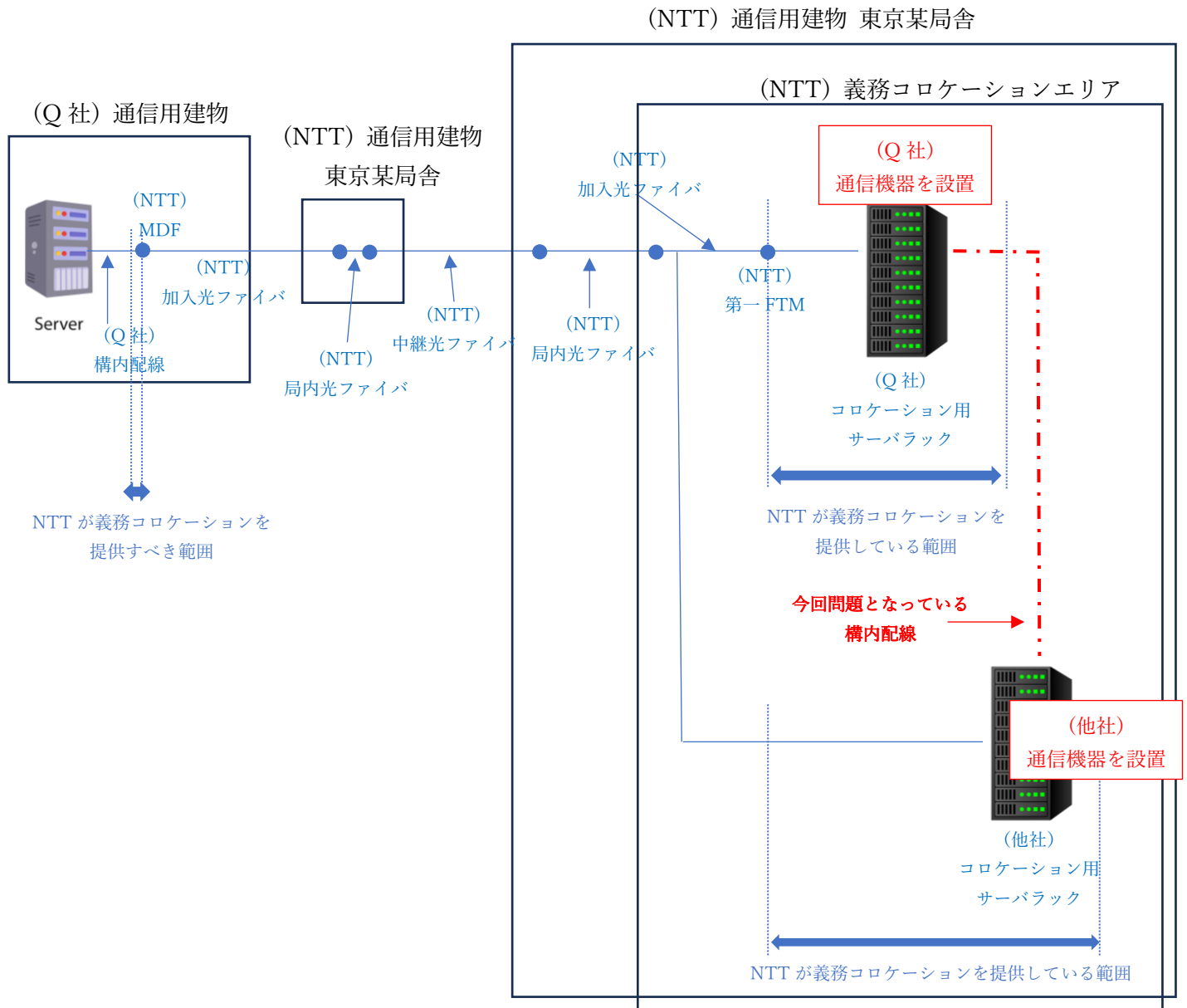


図3. 今回問題となっている通信設備の全体図

※MDF(Main Distributing Frame)は、光回線の主配線盤のことである。FTM(Fiber Termination Module)は、NTT ビルにおいて光ファイバケーブルを集めて固定している光通信ネットワークの終端の装置である。ここでMDF と FTM は名称が異なるものの、技術的機能は同様である。

※問題となっている構内配線は赤点線で示した。

2社の関係は以下の図4の通りである。とくに当社は電気通信事業者としてNTTが提供する「フレッツ光」と競合するサービスをBtoC、BtoBで消費者に提供している。

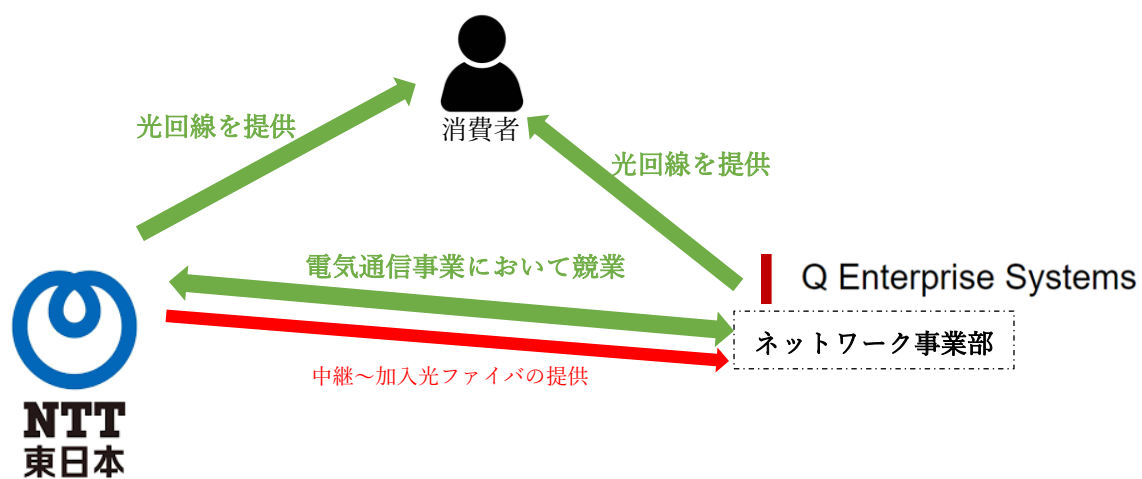


図4．NTT 東日本、Q 社の関係

主張の概要

1. 義務コロケーション契約において、NTT 東西殿は当社が自前工事をすることを認めるべき
2. 大臣通達（平成 12 年 9 月 19 日郵電業第 3074 号の 2）は、必ずしも時代の実勢に即しているとは言えず、改めるべき
3. NTT 東西殿が定めた自前工事の要件は、必ずしも時代の実勢に即しているとは言えず、改めるべき

主張① 義務コロケーション契約において、NTT 東西殿は当社が自前工事をする ことを認めるべき

NTT 東西殿は、義務コロケーション契約における自前工事の要件について、下記の通り定めている。

★NTT 東日本『自前工事実施可能な工事会社の基準』（2024 年 12 月 23 日時点）

NTT 東日本 企業情報

採用情報 | 故障情報 | よくあるご質問

NTT 東日本について | NTT 東日本の取り組み | 公開情報

ホーム > 企業情報 > 公開情報 > 情報webステーション > 相互接続に関する情報 > 自前工事実施可能な工事会社の基準

自前工事実施可能な工事会社の基準

当社の通信用建物等において、接続申込者等が接続に必要な装置等を設置する場合における元請負工事会社の条件は下記のとおりとします。

1. 他事業者様設備の設置スペース内での工事の場合

特に条件はありません。

2. 他事業者様設備の設置スペース外での工事の場合

- ① 建設業法における電気通信工事業の許可を受けており、かつ建設業法における経営事項審査を受け、最新の評点が 1,000 点以上を有する会社であること。
- ② 当社又は当社より業務をアウトソーシングしており、現に業務委託している会社であること。

ただし、共通信号線、通信電力線の接続・切断及び通電中の電力工事等施工ミスが建物内の全設備に影響を及ぼす恐れがある工程については、当該工程の施工実績のある会社の施行とします。（当該工程の実績とは、当社の設備工事又は、当社と類似設備の工事実績とします。）

[「コロケーション及びDSL回線等に関する情報」へ戻る](#)

図 5. 自前工事実施可能な工事会社の基準 [4]

1. 「建設業法における電気通信工事業の許可を受けており、かつ建設業法における経営事項審査を受け、最新の評点が 1,000 点以上を有する会社であること。」

または

2. 「当社又は当社より業務をアウトソーシングしており、現に業務委託している会社であること。」

場合によっては 1、2 いずれかに加えて

3. 「当該工程の施工実績のある会社（当該工程の実績とは、当社の設備工事又は、当社と類似設備の工事実

績)」

が必要である。

また、この自前工事の基準について、総務大臣も平成12年（西暦2000年）に通達を発出している。

★総務大臣通達『通信用建物等への接続事業者の設備設置（コロケーション）等に関して講ずべき措置について』（平成12年9月19日郵電業第3074号の2）

1. 「接続事業者の設備のみに関する工事又は保守については制限を加えないこととし、貴社（※）の設備との接続工事についてはそれを受注可能と貴社が考える客観的な条件を予め公表すること」
2. 「接続事業者による工事又は保守に関して、貴社（※）自らの工事又は保守の場合よりも厳しい安全性の基準を課さないこと」

※ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社

理由①－1：大臣通達1との兼ね合い

NTT 東日本殿が事前に公表している条件（以下『基準』）を読むと、「元請負工事会社の条件は」と書かれている。このことから、下請の工事会社を使わず、事業会社が自ら工事を実施する場合の自前工事の要件には何ら制限が加えられていないと解釈することができる。義務コロケーションの契約は一般コロケーション等の相対契約とは異なり、個別契約の内容によらず大臣通達の通り、自前工事の制限については条件を事前に公表する必要がある。これを受けて **NTT 東日本殿が公表している情報には、事業会社が自前工事を実施する場合に制限を加えるとは全く書かれていない**。

日本国においては、大前提として、後から変更した法令やルールはそれを遡及適用することは出来ない。NTT 東西殿は「文面の表現には誤りがある」と主張するが、2000年の自前工事スキームの開始以来、この『自前工事の基準』は24年も公表され、かつ表現もほぼ改められていない。よって、文面に誤りがあるという主張は直ちに認められるとは考え難い。仮に誤っていたのだとして、ルール変更を実施するのだとしても、我々が自前工事の申出をしたのはルール変更前であるから、やはり **NTT 東西殿らが現行の『自前工事の実施基準』は我々が自前工事を実施することを妨げる理由とはならない**。

理由①－2：大臣通達2との兼ね合い

NTT 東西殿は、局舎の管理にあたって下請会社を使っているが、それらの会社すべてが建設業法の通信建設業の資格を保有しており、経営事項審査も受けているのかどうかは疑わしい。自らの事業用設備と他社の事業用設備の接続工事にあたって、テプラを貼ったり、建物内に張り紙をしたり、あるいは LAN ケーブルや光ケーブルを触ったり、靴箱を設置したりする事、サーバラックが設置されている部屋の床を開けること、その部屋のドアを修理する事、あるいは現地で監督をする事等の行為はすべて建設業法では「軽微な工事」にあたるものであり（国土交通省に確認済）、これらの行為に携わるすべての会社がこの基準を満たしているのかどうかは必ずしも明らかではない。また、我々がそれを確認する術もない。

また、元請工事会社に対する制限ばかり『基準』で定められているのだが、NTT 東西殿発注の SO 工事等においては実際の工事を元請工事会社が、更に規模の小さい工事業へ再発注するケースが見られる。我々と、これら元請工事会社の下請け工事業者との間に、大きな能力差があるとは言えず、作業誤り等そのものが生じるリスクが彼らよりも我々の方が高いと客観的に主張することはかなり難しいのではないだろうか。

これらの2点の理由から、我々の自前工事实施を NTT 東西殿が妨げることが、直ちに妥当であると言い切ることは難しい。よって、やはり当社が NTT 東西殿の局舎において、自前工事をするべきである。

主張② 大臣通達（平成 12 年 9 月 19 日郵電業第 3074 号の 2）は、必ずしも時代の実勢に即しているとは言えず、改めるべき

理由②－ 1：消費者利益の逸失（電気通信事業者間の競争阻害）

『通達』には「接続事業者による工事又は保守に関して、貴社（※）自らの工事又は保守の場合よりも厳しい安全性の基準を課さないこと」とあるが、このような条件を設け、かつ NTT 東西に対して「貴社が考える条件を予め公表すること」などとするには問題がある。このような通達内容とすれば、資本力に優れた NTT 東西が売上や資本金による自前工事の制限を設けてしまい、実態としては資本金や売上の乏しい新規参入者に対して不利で、NTT 東西側に著しく有利な基準が設定されてしまうことは明らかである。

図 6 に既存事業者と新規参入者の違いを示した。

	既存事業者	新規事業者
資本力や実績	◎	△
営業努力や新技術	△	◎

新規参入者は営業努力や新しい技術で
資本力や実績の差を埋めることが多い

図 6．既存事業者と新規事業者の違い

新規参入者は一般に資本力や売上・実績面では既存事業者に対して劣るが、営業努力や技術力によって消費者へ利益をもたらすのである。売上金額や資本金に偏った制限の設定を認めることは、既存事業者たる NTT 東西に対して一方的に有利な条件を認めることとなり、電気通信事業者同士の競争を著しく妨げる。こうした排除的な環境は最終的には消費者の利益にはならない。このような通達は改めるべきである。

インターネット通信黎明期である 2000 年とは異なり、インターネット技術そのものが成熟してきた現代では既存事業者⇄新規事業者間の実力の差はさらに大きいものとなっている。2000 年当初には妥当と考えられた通達は、まさにいま見直されるべきである。

理由②－ 2：消費者利益の逸失（通信業界全体で無駄なコスト）

実際に自前工事で元請工事会社に指定出来る事業者の例（表 7）を見てみると、その多くは NTT 東西が間接的（売上の 50%程度が NTT グループ相手の通信工事であるなど）・人事的（経営陣や中間管理職クラスを NTT グループからの転籍者が多数占めるなど）に支配する会社なのである。

エクシオグループ	コムシスグループ	ミライトグループ	その他
エクシオグループ	日本コムシス	ミライト・ワン	東日本電信電話 (P=1,657 点)
エクシオテック	TOSYS	TTK	ネットワンシステムズ (P=1,398 点)
シーキューブ	NDS	ソルコム	KDDI (P=1,258 点)
大和電設工業	つうけん	四国通建	セコム(P=1,241 点)
日本電通	SYSKEN		NTT 東日本一北海道 (P=1,210 点)
西部電気工業	北率電話工業		三井造船(P=1,153 点)
			内田洋行(P=1,004 点)

表 7．自前工事で元請工事会社に指定できる会社の例

しかも、NTT が人事的に支配している 3JV（エクシオ・コムシス・ミライトグループ）は、実際の工事（現地調査や回線開通工事）を通建会社の下請に再委託しており、実際に作業をしているのは下請会社である。他の電気通信事業者の事例では、こうした元請工事会社を省いたり、自ら工事を実施したりすることによって、工事コストを下げようと経営努力している会社もある。

2024 年最新のデータでは、電気通信建設業者は日本国に 15,973 事業者存在し [5]、そのうち 1,000 点以上の評点を有する事業者はわずか 284 社程度（最大で 2 倍程度のブレがあり得る）である [6]。この 284 社の中には、セコムやパナソニック・三菱電機など、電気通信業を必ずしも主業としない会社や、小糸工業や日本電通・清水建設など他の業種と兼任している会社も多く含まれる。実質的に自前工事を実施でき、その権利を行使する可能性がある電気通信建設業者の多くは、人事・売上面から NTT に強く関係する会社と、大手事業者傘下の事業者で占められるのが実態であって、ここに独立系の新規事業者が入り込む余地はない。

NTT 東西殿は令和 6 年 3 月 1 8 日（月）の情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会 接続委員会・第 6 9 回）における【諮問第 3176 号】【再意見 3 5】において、

「当社が選定基準として用いている「建設業法における経営事項審査の評点」は、建設業者の経営状況や技術的能力等の客観的事項を評価する基準として公共工事の入札参加資格基準に用いられていることを参考に、当社においても元請負工事会社を客観的に審査するための選定基準として採用しているところです。その上で、当社が自ら工事を発注している元請負工事会社は、いずれも「建設業法における電気通信工事業の許可を受けており、かつ建設業法における経営事項審査を受け、最新の評点が 1, 0 0 0 点以上を有する会社である」との当該基準を満たしており、最新の評点が 1, 0 0 0 点以上を有する企業の中には、一般的な

中小企業の定義（従業員数 300 名以下等）に該当する企業も多数存在することから、過剰に厳しい基準にはなっておらず、安全性を担保するための適切な基準であると考えます」

と答申 [7]しているが、前述のデータを見ると「中小企業も多数存在する」という意見は実態と照らし合わせて必ずしも正しいとは言えず、こうした事実に基づいた答申内容は詭弁である。

現行の『自前工事を実施可能な工事会社の基準』では、前述のように元請工事会社を省いたり、自ら工事を実施したりする工事会社の経営努力は無視されてしまい、結果的に通信業界全体で NTT に強く関係する会社や下請会社を多く使う会社だけが繁栄する構造となってしまう。このことは、通信業界全体で無駄なコストが生ずることに繋がり、日本の通信料金の高止まりの原因の一つとなっている。

よって、業界の不健全な発達に繋がるだけでなく、現に消費者利益も逸失している以上、現行の基準は緩和（電気通信事業への参入を容易にする）方向に改めるべきである。

★補足：電気通信工事業界の構造について

電気通信工事業界の構造については情郵会の【諮問第 3176 号】【意見 3 5】 [7]で触れたところであるが、改めて以下に補足する。

NTT 東西発注による工事は、大まかに図 8 のような形で行われることが多い。

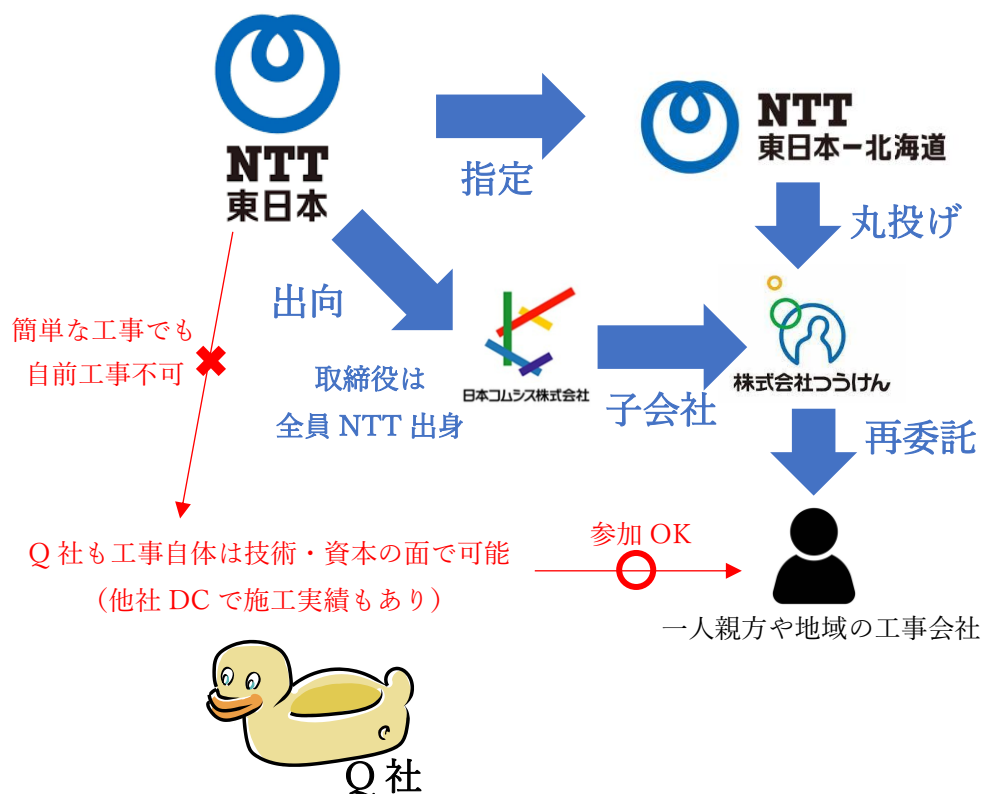


図 8. 工事の構造

例えば、認定電気通信事業者である当社も、自前工事は技術・資本の面から問題なく遂行可能であるが、なぜ

かこれは現実的には達成不能な条件によってやってはいけなくなっている。その理由について NTT 東日本は「設置工事・保守事業者について、電気通信設備等に支障が生じないようにする観点からの必要最低限の限定」([8]p.14 イ③) と説明しているが、現行基準は LAN ケーブルを数m通したり、光ファイバを少し配線するためには過剰な基準であるから、これは明らかに無理がある説明である。

そして、現に図 9 に示すように、通信建設会社は名目上 3 社に分かれてこそいるものの、その実態は NTT グループによる独占的な人事支配によって成り立っている。

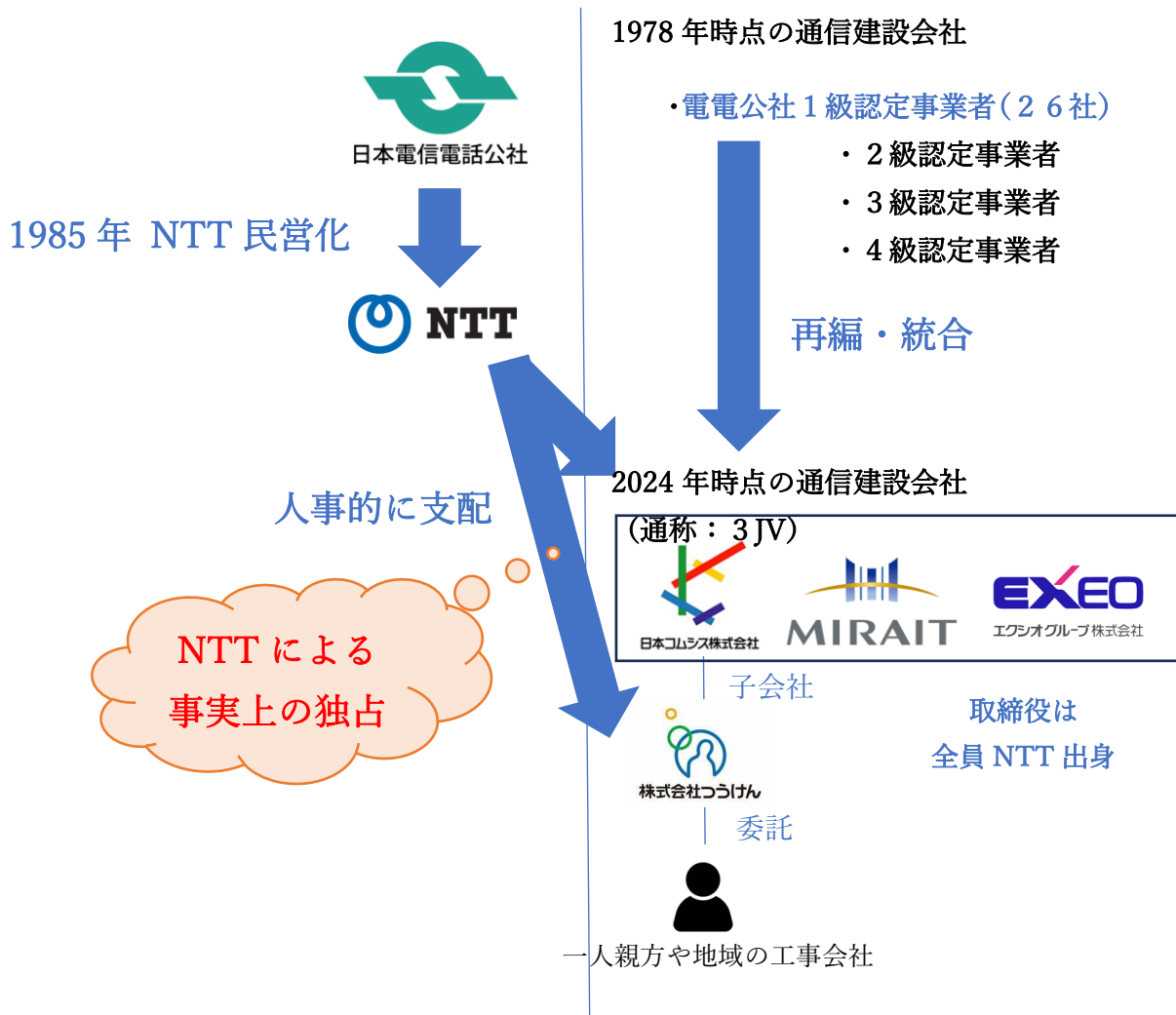


図 9. 通信建設業界は NTT グループが人事的に独占支配している

NTT グループが 3JV (コムシス・ミライト・エクシオ) を人事的に支配している状況であるため、これらの通信建設会社に対して非常に有利となる義務コロケーションの自前工事の要件を設定し、他社の自前工事を妨げるインセンティブが NTT グループに対して強く作用するのが現状の通信建設業界の構造なのである。

理由②- 3: 過去の行政指導事例 及び その際の NTT 西殿の対応

過去の事例を見ると、2003 年 6 月 18 日にソフトバンクが ADSL の開通工事を「自社で工事できれば、一律

3050 円の ADSL 初期費用を 2 割安の 2400 円程度に下げられるうえ、4 営業日かかっている工事期間が 1～2 日程度に短縮できる」として自社で実施したいと申し立てた際、NTT 西日本は「NTT 局内の MDF（主配線盤）の切替工事について、他事業者の自前工事を認めると、加入電話の復旧工事やセキュリティに支障がある」などと容認しない主張をしていたが、総務省は同月 NTT 西殿に対して協議再開命令を紛争処理委員会に諮問したという歴史的事実がある [9]。

この一例からも、総務省は過去に「NTT 東西は自前工事を頑なに拒み、通信業界全体の発展を妨げ、消費者利益を逸失させ得る」と判断した実績があるのだといえる。

主張③ NTT 東西殿が定めた自前工事の要件は、必ずしも時代の実勢に即しているとは言えず、改めるべき

まず、大前提かつそもそもの時代背景として、近年、通信の重要性が2000年頃とは比べ物にならないくらい増しているという事情は考慮されるべきである。そのうえで、以下の議論を進める。

理由③－１：元請工事会社だけに対する制限は本質的に意味がないから

NTT 東西殿は「作業誤り等による影響が、当社や貴社以外の事業者様の通信設備等へも波及しうること」に起因しており、この懸念を払拭（作業誤り等そのものが生じるリスクの最小化）することは出来ないから、今の自前工事の基準は適切である」などと主張している。作業誤りが重大な影響を及ぼすために、元請負会社には何らかの制限が必要であるという考え方そのものは理解できるが、基準の引き方が問題である。

現行『基準』では元請工事会社に対する制限ばかりしているが、NTT 東西殿発注の SO 工事等においては、実際には更に小さい工事業業者へ再発注するケースが見られる。我々もこれら下請けの工事業業者と能力はさほど変わらないのだから、作業誤り等そのものが生じるリスクがこれらよりも高いと断言することは本質的にかなり難しい。

理由③－２：認定電気通信事業者も工事は問題なく実施できるから

認定電気通信事業者は総務大臣によってその事業計画が十分に実現可能なものであると認められ、かつ電力会社等からその工事遂行能力についても厳重な審査があった上で、電柱への光ファイバ共架等が認められることが実態としては多い。これら認定電気通信事業者のうち、例えば電柱等の工事の遂行実績がある者に対して自前工事を認めることは客観的に見て妥当である。なぜならば、電柱に共架された他の光ファイバや電線を傷つけずに工事をするこも、局舎内の設備に支障を与えないことと同じくらい難しいことだからである。

理由③－３：旧電電公社の２～４級認定事業者も、過去に工事を問題なく実施できていたから

○ 【諮問第 3176 号】【意見 35】 [7]でも触れた通り、歴史的経緯を汲めば、２～４級認定事業者に相当する事業者に対しても同様にその能力に応じて自前工事を認めることも必要かつ妥当である。

結論

本文書では、NTT 東日本との間で起きている事象について図解を交えて述べた。監督官庁にあっては真に消費者利益の事を考え、規制を緩和してほしい。

文献目録

- [1] NTT 東日本, “コロケーション,” [オンライン]. Available: <https://www.ntt-east.co.jp/info-st/conguide/ntt-e2/pdf/05.pdf>.
- [2] 総務省, “第一種指定電気通信設備を設置する事業者の接続約款に記載する機能,” [オンライン]. Available: https://www.soumu.go.jp/main_content/000547958.pdf.
- [3] 総務省, “第一種指定電気通信設備との接続に関する情報,” [オンライン]. Available: https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/dai1syudai2syu/108254-03.html.
- [4] NTT 東日本, “自前工事実施可能な工事会社の基準,” [オンライン]. Available: https://www.ntt-east.co.jp/info-st/info_dsl/jimae.html.
- [5] 国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課, “建設業許可業者数調査の結果について,” 24 5 2024. [オンライン]. Available: <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001610921.pdf>. [アクセス日: 21 12 2024].
- [6] Ullet-経審, “Ullet-経審 — ランキングから企業を探す（電気通信・評点 P 順）,” 21 12 2024. [オンライン]. Available: <https://keishin.ullet.com/search/con/d220b/ranking/con.html#con/d220b/ranking/con/page/14>.
- [7] 総務省, “情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会（第 69 回）配布資料・議事概要,” 総務省, [オンライン]. Available: https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/yusei/setsuzoku/02kiban03_04001018.html. [アクセス日: 21 12 2024].
- [8] 公正取引委員会、総務省, “電気通信事業分野における競争の促進に関する指針 p.11-14,” 23 12 2022. [オンライン]. Available: https://www.soumu.go.jp/main_content/000853162.pdf.
- [9] 日経 XTECH, “「ソフトバンクの自前工事は容認できない」。NTT 西日本が総務省の聴聞会で主張,” 日経 BP, 18 6 2003. [オンライン]. Available: <https://xtech.nikkei.com/it/free/NCC/NEWS/20030618/3/>. [アクセス日: 21 12 2024].
- [10] NTT 東日本, “ダークファイバの利用開始に関する情報,” [オンライン]. Available: <https://www.ntt-east.co.jp/info-st/mutial/hikari/start.html>.
- [11] 公正取引委員会、総務省, “電気通信事業分野における競争の促進に関する指針 p.15-16,” 23 12 2022. [オンライン]. Available: https://www.soumu.go.jp/main_content/000853162.pdf.
- [12] 総務省, “コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について 報告書（案） p.33,” [オンライン]. Available: https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/iken/pdf/070123_1_si2-2.pdf.
- [13] 総務省, “電気通信事業分野における市場検証＞年次レポート,” [オンライン]. Available: https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyousouhyouka/kekka.html.
- [14] 総務省, “テレコム競争政策ポータルサイト＞活用業務,” [オンライン]. Available: https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/competition02_03.html. [アクセス日: 28 1 2024].
- [15] 総務省, “テレコム競争政策ポータルサイト＞活用業務実施状況,” [オンライン]. Available: https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/competition02_05.html.
- [16] NTT 東日本, “情報 web ステーション＞活用業務実施状況,” [オンライン]. Available: <https://www.ntt->

] east.co.jp/info-st/katsuyou/index.html.

[17 総務省, “公正競争確保の在り方に関する検討会議（第5回）会議資料 参考資料2. 関係事業者等からの
] 主な意見,” 16 2 2023. [オンライン]. Available: https://www.soumu.go.jp/main_content/000733410.pdf.